

静岡県焼津における鰹漁業の出資漁撈組織と同族

大崎, 晃

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

67

(開始ページ / Start Page)

25

(終了ページ / End Page)

44

(発行年 / Year)

1988-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005350>

静岡県焼津における

鯉漁業の出資漁撈組織と同族

大崎 晃

目次

- 一 序
- 二 出資組織
- 三 漁撈組織
- 四 船中と同族
- 五 漁業と同族の問題

一 序

漁業における資本主義の発達について、筆者は静岡県焼津の鯉漁業を対象としてこれまで若干の作業を試みてきた。^(一) 今回は鯉漁業の出資・漁撈・利益配分等の組織である船中と同族の問題に関する従前の報文^(二)に基づいて、一つの仮説を立ててみようとしたものである。同族については、これまで一般には血縁関係から考えるむきが多かった

が、筆者は漁村のこの問題についてとりあげていくうちに、かねてより数の上では少数意見ながら、有賀喜左衛門氏や中根千枝氏の所説、すなわち同族を経済基盤の上に立つ本分家関係からなる家の連合という見解に、より関心を寄せていた。ところで筆者はこの問題にかかりながら、一般的にいわれるところの血縁関係がなかなか見出されえなかつたのである。当初は筆者の調査の不足と考えたこともあったが、ここであえて血縁関係の視点からなる一般の見解を離れ、経済基盤の視点よりなる別角度から試みた仮説が本稿である。考察の対象とした事例は、おもに久次郎舟（のち富久丸と改称）船中で一部に上三舟（のち東洋丸と改称）船中のケースを使用した。

注

(一) 拙稿「静岡県焼津における産業資本形成期の水産金融」人文学会紀要 第一四号 昭和五七年 一〇九～一二六頁。

拙稿「静岡県焼津における鰹漁業の資本形成過程と漁撈組織——大戦前における或る経営事例についての考察——」人文学会紀要 第一五号 昭和五八年 九九～一三四頁。

拙稿「近世末期駿州焼津の鰹漁業組織について」法政大学教養部紀要 第五一号 社会科学編 昭和五九年 二二～四八頁。

拙稿「静岡県焼津における産業資本形成期の鰹漁業漁撈組織——大戦前の或る経営事例からの考察——」人文学会紀要 第一七号 昭和六〇年 八七～一〇五頁。

拙稿「静岡県焼津における鰹漁業の発達と東海遠洋漁業株式会社」法政大学教養部紀要 第五五号 社会科学編 昭和六〇年 二九～五七頁。

拙稿「明治大正昭和初期における静岡県焼津の鰹漁撈組織」法政大学教養部紀要 第五九号 社会科学編 昭和六一年 九五～一三八頁。

拙稿「明治大正期の静岡県焼津における鰹漁業経営について」法政大学教養部紀要 第六三号 社会科学編 昭和六二年 六七～一〇六頁。

- (二) 前掲(一)のうち末尾の二編。
 (三) 有賀喜左衛門「共同体と家」村落社会研究会年報 Ⅱ 昭和三十一年 二一〜四九頁。
 (四) 中根千枝「日本同族構造の分析」東洋文化研究所紀要 第二八冊 昭和三十七年 一三三〜一六七頁。

二 出資組織

焼津における鰹漁船への出資状況を久次郎舟(富久丸)の場合についてみよう。明治二十年の久次郎舟建造費の金額は不明だが、その資金は久次郎舟船中内部でまかなわれ、総額の四割を船元近藤久蔵が、残りを船中船方が負担した(第一表)。その後明治末期の漁船動力化に際しては、外部の出資法人から投資がなされ、この場合法人は「其所属船ヲ建造スルニ当リ船価資金ヲ船元ヲ中心トスル乗組船員等ト共同ニ出資ス、其ノ出資率ハ一定ナラズ、普通ハ半額宛ナルモ七三・六四ノ割合ノモノモアリ其ノ軌ヲ一ニセズ」も、「船元ハ総テ乗組船員中ニ於テ最モ多額ノ出資者」であった。かくて船中による出資比率は相対的に低下したが、船中出資分を船元・船方によって共同で負担する方式は継承された。

久次郎舟船中が明治四十一年に建造した初めての動力船富久丸は、建造費三、八六四円を出資法人東海遠洋漁業株式会社と船中とで五割宛負担したが、船中負担分の出資者の内訳は詳かにしえない。本船中はその後大正元年に、代船第一富久を建造するが、その際の建造費七、一〇八円は東海遠洋漁業株式会社と船中が半額宛負担した。さらに大正十三年に代船第一富久丸を建造、その費用四六、〇〇〇円は東海遠洋漁業株式会社四割、船中六割の負担であった。そして昭和八年に代船第五富久丸を七九、〇〇〇円で建造、東海遠洋漁業株式会社と船中が半額宛負担した。一方大正十一年にはもう一隻第二富久丸を建造して船中は二隻の鰹船を経営することになるが、建造費二二、四四八円は東海遠洋漁業株式会社と船中で半額宛負担し、昭和四年には代船第三富久丸を建造、その費用四〇、三八四円は東海遠洋漁業株式会社四割、船中が六割を負担した。この時に船中出資額のうち三分の一すなわ

彦右衛門丸				文吉舟		吉兵衛丸				所属小舟	
田中友蔵	龍雄	増田彦右衛門直吉・房吉	中野梅吉	西川文吉	小林善右衛門万吉	与右衛門	小林金右衛門・友吉	権七	徳右衛門	増田吉兵衛	出資者名
											明治20
											明治28
											明治29
											昭和4
											昭和14

第一表 雷久丸船中船方持分個人別出資口数

久次郎舟					太郎丸		所属小舟						
寅吉	増田七郎平・常吉	鈴木佐七	三平	重吉	清水平次郎・作次	近藤忠右衛門・春吉	増田久作・作次	増田浅右衛門藏	山本与作・久一	太一郎	太七	山本万吉	出資者名
													明治20
													明治28
													明治29
													昭和4
													昭和14

第一表 つづき

											所属小舟	第一表 つづき		
彦一	伊左衛門	田半平	和	清水利右衛門・兼吉	友吉	卷田角蔵・辰之助	長谷川熊右衛門	小石清七	久七	近藤新蔵	清水善右衛門		村松安之助・安吉 松次郎・好	近藤伊平次
				4		6	8 10	10	10 12	8		5	2	明治20 明治28 明治29
				4 4		6 6	8 10 8 10	10 10	10 12 10 12	8 8		5 5		昭 和 4
8	9	16	4	13	6	24			14			12		昭 和 14
8	9	16	4	13	6	24			14			12		昭 和 14

											所属小舟	第一表 つづき			
鈴木直吉半蔵	増田友一	増田銀一	芹沢音吉・伊之助	近藤勝雄	鷺野長吉	斉藤政雄	松永与吉	小野田小作	保一	渡仲吉蔵・礼一	乙吉		秋山兼吉	仁左衛門	武政勝蔵
														14	明治20 明治28 明治29
														14 14	昭 和 4
6	14	6	7	28	17	10	10	11		12		12	14	10	昭 和 14
6	14	6	7	16		10	10	11	6	6	12	12	14	10	昭 和 14

第二表 つつき

鈴木久蔵・佐次郎				清水平次郎	近藤忠右衛門・春吉	近藤久作・作次	増田浅右衛門	山本与作・久一	山本万吉		世帯主名
	三平	重吉	金一						太一郎	太七	
1				1	1	1	1				明治21
1				1	1	1	1				22
1				1	1	1	1				23
											24
1				1	1	1	1				25
				1	1	1	1				26
				2	1	1	1				27
				2	1	1	1				28
				2	1	1	1				29
				2	1	1	1				30
				2	1	1	1				31
				2	1	1	1				32
				2	2	1	1				33
				1	2	1	1				34
				1	2	1	1				35
				2	1	1	1				36
				2	1	1	1				37
				2	1	1	1				38
				2	1	1	1				39
				2	1	1	2			1	40
				2	2	1	1	2		1	41
				2	2	1	1	2	1	1	42
				2	2	1	1	3	1		43
				2	2	1	1	3	1	1	44
				2	2	1	1	3	1	1	大正1
				2	2	1	2	1	1	1	2
				1	2	1	2	1	1	1	3
				2	1	1	2	1	1	1	4
				2	1	1	1	1	1	1	5
				2	1	1	1	1	1	1	6
				2	1	1	1	1	1	1	7
				2	1	1	1	1	1	1	8
				2	1	1	1	1	1	1	9
				2	1	1	1	1	1	2	10
		1		1	1	1	1	1	1	2	11
		1		1	1	1	1	1	1	2	12
		1		1	1	1	1	1	1	2	13
		1		2	1	1	1	1	1	1	14
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和1
	2	1	1	2	1	1	1	2		1	2
	2	1	1		2	1	2	2	1	1	3
	2	1	1		2	1	2	2	1	1	4
	2	1	1		2	1	2	2	1	1	5

第二表
ウツキ

小石清	卷田角蔵・辰之助	武政勝蔵	長谷川熊右衛門	清水万右衛門	滑水右衛門・兼吉	近藤		消水半次郎	近藤伊平次	近藤		安太郎	新作	近藤寅吉・久五郎	世帯主名
						久七	新蔵			竹次郎	寅吉				
1	1	1	1	1	1	2		1	2						明治21
1	1	1	1	1	1	2		1	2						22
2	1	1	1	1	1	2		1							23
															24
2	1	1	1	1	1			1							25
2	1			1	1			2							26
1	1	1	1	1	1	2		1							27
1	1			1	1	2		1					2		28
1	1	1		1	1	3		1					2		29
2	1	1		1	1	4		1					2		30
2	1	1		1	1	4		1					2		31
2	1	1		1	1	3							2		32
2	1			1	1			1		1			2		33
2				1	1			1		1			2		34
1	1			1	1			1		2			2		35
2				1	1			1		3			2		36
2				1	1			1		3			2		37
2				1	1			1		3			2		38
2				1	1			1		1			2		39
2				1	1			1		1			2		40
2				2	2			1		1			2		41
2				1	2			2		1			2		42
2				2	2			1		1			2		43
2				2	2			1		1			2		44
2				2	2			1		1			2	大正1	1
2				2	2			1		2			3	2	2
2				2	2			1		2		1	3	3	3
2				2	2			1		2	1	1	2	4	4
2				2	2			2		2	1	1	2	5	5
3				2	2			2		2	1	1	2	6	6
3				2	2			2		2	1	1	3	7	7
3				2	2			2		2	1	1	3	8	8
3				2	2			2		2	1	1	3	9	9
4				3	3			1		2	1	1	3	10	10
4				3	3			1		2	1	1	3	11	11
3				3	3			1		1	1	1	2	12	12
3				2	2			2		1			2	13	13
2				2	2			2		2			2	14	14
1				2	2			1		1			1	昭和1	1
1				2	2			1		1			1	2	2
1				2	2			1		1			1	3	3
1				1	1			1		1			1	4	4
1				1	1			1		1			1	5	5

第三表 つつき

	秋山		梅	増田	芹沢	芹沢	増田	村松	村松	田中	八木	渡仲		世帯主名
	仁左衛門	兼吉										乙吉	吉蔵・礼一	
														明治21
													1	22
														23
														24
											1		1	25
											1			26
											2		1	27
											1			28
											1		1	29
											1			30
											1		1	31
											1		1	32
											1		1	33
											2		1	34
			1								1		1	35
											1		1	36
											1		1	37
			1								1	1	1	38
											1	1	1	39
											1	1	1	40
											1	1	2	41
			2								1	1	2	42
											1	1	2	43
											1	1	2	44
											1	1	2	大正1
											1	1	2	2
											1	1	1	3
											1	1	1	4
											1	1	1	5
											1	1	1	6
											1	1	1	7
											1	1	1	8
											1	1	1	9
											1	1	1	10
											1	1	2	11
											1	2	2	12
											1	2	2	13
											1	3	3	14
											1	3	3	昭和1
											1	2	2	2
											1	1	2	3
											2	2	4	4
											2	3	3	5

第二表 つづき

鈴木兼吉		小野田小作		増村友一	村沢吉松	近藤吉太郎	増田寅吉		増田半平		世帯主名
金太郎		保一		友一	松吉	吉太郎	常吉		彦一	伊左衛門	
											明治21
											22
											23
											24
											25
											26
											27
											28
											29
											30
											31
											32
											33
											34
								1			35
								1			36
								1			37
								1			38
								1			39
								1			40
								1			41
								1			42
								1			43
								1			44
						1		1			大正1
						1	1	1		2	2
						2	1	1		2	3
						2	1	1		2	4
						2	1	1		3	5
						1	2	1		3	6
						2	1	2		3	7
						1	2	1		3	8
						1	2	1		3	9
						1	2	1		3	10
						1	1	2		2	11
						1	1	2		2	12
						1	2	2		2	13
						1	2	2		2	14
						1	2	2		1	昭和1
						1	2	2		1	2
						1	1	1		1	3
						1	2	1		1	4
						1	2	2		1	5

第二表 つづき

世帯主名	大野長吉	松本三郎	岩本政一		増田政雄		清水兼吉		鈴木芳助	梅原辰之	近藤勝	松村謙太郎	渡辺
			山本久一	本政一	藤田政雄	水兼吉	和						
明治21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
41													
42													
43													
44													
大正1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
昭和1													
2													
3													
4													
5													

「人名簿控 久次郎拾」(近藤久一郎氏蔵)より作成

と漁撈組織——大戦前における或る経営事例についての考察——」人文学会紀要 第一五号 昭和五八年 九九一—三四頁。

三 漁撈組織

近世から第二次大戦前までの焼津の漁業は、春夏秋冬の四つの漁期から成り、そのうち三月から十月までの春夏秋漁は主力の鰹漁（大漁とも呼ぶ）を行ない、冬漁は鯖・鯖漁（小漁とも呼ぶ）を営んだ。そして春夏秋漁は船中全員が鰹船（大舟とも呼ぶ）に乗船の義務を負ったが、冬漁は小集団に分れて小型船（小舟とも呼ぶ）に乗って操業した。この間の事情を久次郎舟（富久丸）船中の場合についてみよう。

久次郎舟船中の鰹漁（大舟）各年次の乗組員構成は第二表のとおりである。表中の数字は各世帯からその年に乗船した人数を、上段の人名は世帯主名を示す。また同一欄の人名は実子や養子などその世帯の後継者を、同一の枠内は兄弟・伯（叔）父甥・従兄弟など四親等以内の親族を示す。この表によると乗組員は毎年当事者・後継者を通じて出入が少なく固定していて、同船への出資者本人もしくはその世帯員が乗船する場合が多く、この傾向は明治期に特に顕著である。例えば、明治二十一年に船中の乗組員総数三十人が二十三世帯二十一家から出ており、漁船動力化直後の明治四十年には総数三十八人が二十七世帯二十四家になっている。その後漁船の大型化・複船経営とともに、大正十一年には乗組員総数五十八人を四十世帯三十三家から出し、昭和五年には総数五十六人が四十五世帯三十七家から出ているというように、しだいに乗組員に關係する家の範囲は広がった。これは焼津の鰹船が当初は幕藩体制期を通じて形成された漁船共有体である船中に経営の基礎がおかれていたことによる。しかしこの点も漁船大型化および複船経営などによる乗組員定員の増加によって変わり、熟練乗組員を出資者世帯からだけでは充て足できなくなり、乗組員は広範に船中内外からも求められるようになった。

また漁船動力化による漁船建造費の膨張は、かつての船中による漁船共有制から船中外部の出資法人との共同出

資制に変わり、船中出資比率の相対的低下、ことに船中船方による出資比率は低下し、ここに出資者が同時に乗組員でもあった従来の立場に事実上の乖離がはじまる。これまで乗組員は、船中による漁船共有時代に「鰹漁船之義銘々乗組之者拘置候へ共方一乗組之内勝手ニ他之船江乗組度申出候共其船主方ニ而決而取扱申間敷候」とか、「乗組之者猥リニ外船ニ乗組申間舖無抛場合ニ相成候ハバ船子一同示談之上可致ス事」として、船中船方が乗る船は慣行によって移動が禁じられ固定していた。熟練した乗組員の確保と洋上労働における人の和の維持が経営上欠かせない条件だったからである。この慣行は動力船時代に入ってからでも継承され、昭和七年の協定にも「組合ノ漁夫ハ地元組合又ハ固有船主及ビ船元ノ諒解承諾ナクシテ組合相互ノ漁船ニ乗組マセ又ハ雇入ルコトヲ得ズ(中略)組合ノ各船主及船元ハ他船ニ乗組ミ居ル者ヲ争奪スルコトヲ禁ズ(中略)組合間ニ於テハ乗組漁夫ノ脱走者ヲ無断ニテ乗船セシムルコトヲ得ズ但シ此ノ場合ニ於テハ(中略)固有船主又ハ船元ノ完全ナル承諾ヲ得ルヲ要ス」とあって、旧慣は継承されたが、同時にそれはまた労働市場の拡大による熟練漁夫確保の意味もあった。

また船中による漁船共有時代には利益配当に際して、直接漁撈に従事する乗組船員だけでなく船中共同体のすべての構成員を配当の対象としていたが、漁船動力化後の出資法人と船中との共同出資時代にもこの方式は継承された。すなわち「乗組員ハ團結シテ一ノ団体ヲ成シ特別ノ事情ナキ限り解体セズ、此ノ慣習ニ依リ将来船主トナル幼年者ニ漁撈収益ノ一部ヲ与ヘテ扶助シ老年者ニモ相当ノ収益ヲ分配シ敬意ヲ表し、一従前各漁船が自ら飼料鰯ヲ獲ル時代ニハ老幼者ハ網船ニ乗リテ本船ニ専属シ飼料ヲ獲リテ間接鰯漁業ニ従事し、また「船ノ出入時及當時漁船ノ雑役ニ陸上ニ於テ服ス」といった分業による高齢者福祉の側面や、「沖乗船員ニシテ都合上休ミタルモノ及壯年入営者予後備演習応召兵士簡閲兵点呼応召者忌中休業者沖乗船員業務上ノ疾病者」などの社会保障的側面、「幼年男児」への育成資金的側面への配当も行なわれていた。このように、出資法人と船中との共同出資時代には船中船方の資本構成上の比重は相対的に低下したので、乗組員以外の船中構成員への配当には労働力確保や社会保障的側面も存する。このことは配当対象者が男子に限定(ただし世帯相続者としての男子を欠く場合は女子一人に限り配当の対象者となる)され、それは「将来其船ノ船員トナル者」であつたからである。こうした船中を基盤とした

慣行によって乗組員組織は維持されたのであった。

注

- (一) 拙稿「明治大正期の静岡県焼津における鰹漁業経営について」法政大学教養部紀要 第六三号 社会科学編 昭和六二年 六七～一〇六頁。
- (二) 拙稿「近世末期駿州焼津の鰹漁業組織について」法政大学教養部紀要 第五一号 社会科学編 昭和五九年 二二～四八頁。
- (三) 拙稿「静岡県焼津における鰹漁業の発達と東海遠洋漁業株式会社」法政大学教養部紀要 第五五号 社会科学編 昭和六〇年 二九～五七頁。
- (四) 「漁方規定取極之事」嘉永四年 近藤久一郎氏蔵。
- (五) 「漁業約定証」北原吉右衛門氏蔵。
- (六) 志太郡内十一漁業組合「漁船漁網数制限協定書」昭和七年 近藤久一郎氏蔵。
- (七) 拙稿「明治大正期の静岡県焼津における鰹漁業経営について」法政大学教養部紀要 第六三号 社会科学編 昭和六二年 六七～一〇六頁。
- (八) 焼津信用販売購買利用組合「経営事例」昭和九年 三七～四〇頁。
- (九) 前掲(八)。

四 船中と同族

焼津の漁業はさきにふれたように、夏期の鰹漁(大漁)と冬期のその他の漁業(小漁)から成り立っている。もとより重要なのは鰹漁で、この漁期の三月から九月までは古来「志び釣漁三月より九月迄致間敷候事 鮫釣漁右同

第三表 富久丸・東洋丸船中所屬船とおもな家名(明治末期)

大船名				小船名								おもな家名																				
富久丸 (富次郎丸) 船元				東洋丸 (東洋三丸) 船元																												
久次郎丸	富久丸	富次郎丸	富久丸	吉兵衛丸	彦右衛門丸	文吉丸	太郎丸	上三丸	吉五郎丸	重右衛門丸	汐波丸	新喜丸	近藤忠右衛門	近藤久作	清水平次郎	山本与作	増田右衛門	小増田右衛門	増田右衛門	西川文吉	山本万吉	北原直徳	北原兵衛	北原吉	北原徳右衛門	北原音吉	鈴木重太郎	鈴木弥七	鈴木太郎	秋山寅太	秋山仙太	北原新吉

断之事手續網右同断沖引一切致間敷候事 底釣漁右同断之事^(二)と、鰹漁業の期間中は他の漁業はすべて禁止された。これは「古来ヨリ焼津ハ鰹漁業ヲ以テ其ノ最ナルモノトシ鰹漁期間(中略)ハ必ず譜代ノ船ニ乗組ミテ漁業ニ従事スル義務ヲ履行ス^(三)」といわれるように、全船中の乗組員を鰹船に集中するためであった。しかし「鰹漁期間外即チ(中略)俗ニ云フ小漁期間ト称シ漁夫ニシテ随意ニ他業ニ転ジ或ハ漁夫個人ガ小型鯖船鰹船ヲ求メテ漁業ヲ営ムモ随意トセリ^(四)」といわれるように、鰹漁業期間以外は各自の自由であった。したがって船中は大漁小漁などすべての漁業を対象とした組織ではなく、鰹漁業のための組織であった。しかし小漁も、まったく船中と無縁のものではなく、一つの船中はその船方によって組織される小船をもって小漁を営む複数の小集団組織を包含している。たとえば久次郎舟(富久丸)船中とさきに報じた上三舟(東洋丸)船中の場合は第三表のようになっていいる。

ここにみるようにそれぞれの小船は、複数の家によって所有されまた乗船されている。しかし鰹船の組織である船中は、組織を構成する家数も多数にのぼり、各家々の血縁関係は現在本人達でもはつきりせず、お互いに漠然と親族だという意識で結ばれてはいるが、その血縁関係的系譜をたどることは容易ではない。特に小船集団相互の關係がそうである。船中は鰹漁業に限定された組織であることからすれば、船中は鰹漁業というより大きな漁業を営むために、より大きい船と労働力組織の必要から形成された家の連合組織なのではあるまいか。だとすれば船中内部が必ずしも血縁関係でおおわれていることを要しないことになる。そもそも船中は全体として血縁集団による漁撈組織ではなく、幕藩時代の漁業制度(運上や漁船株制限など)^(五)あるいは動力船時代の経済条件(漁船建造資金や労働力編成など)に対応するために、歴史的過程の中で形成された経済活動を目的とする家の連合組織であったのではなからうか。

注

(一) 「漁方規定取極之事」嘉永四年 近藤久一郎氏蔵。

(二) 焼津漁業組合「焼津漁業組合概況」昭和一〇年 九頁。

(三) 前掲 (一)。

(四) 拙稿「静岡県焼津における鯉漁業の資本形成過程と漁撈組織——大戦前における或る経営事例についての考察——」人文学会紀要 第一五号 昭和五八年 九九〜一三四頁。

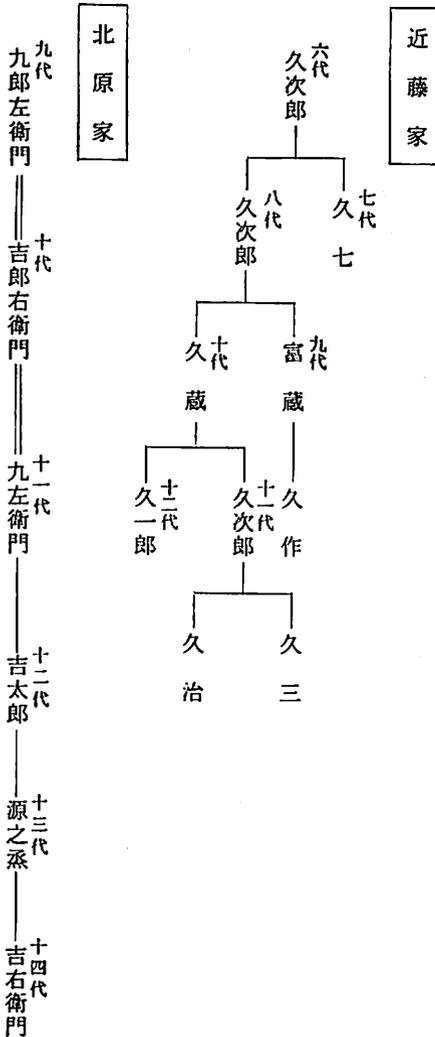
拙稿「静岡県焼津における産業資本形成期の鯉漁業漁撈組織——大戦前の或る経営事例からの考察——」人文学会紀要 第一七号 昭和六〇年 八七〜一〇五頁。

(五) 拙稿「近世末期駿州焼津の鯉漁業組織について」法政大学教養部紀要 第五一号 社会科学編 昭和五九年 二三〜四八頁。

五 漁業と同族の問題

前節でふれたように、船中は年間を通じて経済活動をともしする血縁親族集団ではなく、鯉漁業のために組織された(ただし毎年固定的に)家の連合組織体だと仮定すれば、その構成要素は家である。そこで次に家の連合組織を構成する紐帯は何かが問題になってこよう。一般に家の連合は血縁関係に基づくものと考えられやすいが、焼津の場合、各家々間の血縁関係ははっきり検出されえないのである。当初は筆者の調査不足によるものと考えたこともあったが、今日では当事者間においても漠然と親類および別家として伝えられているだけで、その血縁のつながりを立証しえない場合が意外に多いのである。そこでこれを血縁関係からではなく他の要素、すなわち経済的条件(この場合は鯉漁業)を仮定した場合、どんな仮説が立てられるだろうか。

まず複数の家々(小血縁親族集団)は、鯉漁業の発達とともに幕藩期における運上制度や船株制限、さらには後の漁船建造資金の調達や洋上労働力の編成の過程で連合の必要が生じた。また連合の必要性には経済的側面の他にも単独の家では得られられない生活上の保証もあったかも知れない。家の連合の結果連帯意識や新たな血縁関係が形成されるが、血縁関係は家連合内部のすべてをおおうものではない。船中がこのような集団組織であるとすればそ



第一圖 富久丸船元近藤家・東洋丸船元北原家系譜略図

の構成員は閉鎖的なものではなく、血縁以外のものでも目的条件にかなえば他からも加わることが可能である。実際船中には、家系を表わす姓の種類が実に多様で、また血縁分家以外の別家も多数加わっているし、一方同姓であっても血縁関係があるとは限らない。例えば久次郎舟(富久丸)船中の場合、船元である近藤家と同じ近藤姓は決して多くはないし、また上三舟(東洋丸)船中の場合、船元である北原家と血縁係にない北原姓もかなり存在する。

ところで家は家族の生活を保障する経済的社会的単位であり、そのため家長は家産を管理し家族の労働を指揮し家業を経営した。そこでこの役割を果すために家の存続が意味を持ち、家系の問題が浮上してくるのである。従来

家系は血縁関係として考えられることが多かった。しかし組織としての家の存続はいかにして可能であったか。ここで次の点について考えてみたい。家を相続する資格のある血縁（子供）が複数いる場合、相続者が一人にしぼられ他の血縁（相続者の兄弟）が分家として相続者との間に格差をつけられるのは何故か。また相続者（実子）が存在するのに他から別の相続者（養子）が迎えられることがあるのは何故か。さきにふれたように家は家業を営む経済的単位だとすれば、第一の点は家産に関する問題で、その家の経済基盤を分家による均分化で分散することなく、本家に集中し継承することによって経営効果を最大限に高めようとするものではなからうか。そして家系的にも経営的にも頂点に立つ本家を中心とする家の連合の統合原理こそ同族集団の存在基盤なのであり、船中もかかる経済条件を背景としていたのではないか。

つぎに第二の点であるが、血縁的相続者があっても、例えば年少でその任務を十分に果せない場合に他から養子が迎えられたりすることがあるのは、家の相続者にはある資格条件が必要なことを意味している。このことは家の相続が個人の問題すなわち血縁関係ではなく、家の役割すなわち家業発展の資質が相続者にとって必要とされるからである。家の相続者には社会的経済的に家の存続を果す責任が課せられ、これが欠如（血縁相続人の杜絶あるいは年少などのための資質不備）した場合は、家の存続の危機につながることであった。生産性が低く労働市場が狭く制度的制約もあった歴史時代においては、家が受けた経済的危機は家族にとっては深刻なものであったろう。したがって家の相続者は組織的存在でもあって、単なる血縁的存在だけではすまされなかった。家は個人を基礎に構成されてはいても、それを越えた組織として存在した。家産も家業も家に所属し、家は生活のための組織であったから、一方ではその条件さえかなえば血縁以外の構成員を含むことも可能であった。例えば、久次郎舟（富久丸）船中の船元近藤家と上三舟（東洋丸）船中の船元北原家の例をみると（第一図）、近藤家の場合十代目久蔵氏と二代目久一郎氏はそれぞれ先代の子息が年少であったための相続者であり、北原家の場合十代目吉郎右衛門氏と一代目九左衛門氏は先代に血縁相続者を欠いたために他家から北原家に迎えられている。こうした事実は、漁村における家および社会を考えるうえできわめて重要な事柄を示唆してくれるが、今後なお検討を続けたい。